30坪以上統制を撤廃

七月一日から　地代家賃の統制令を一部改正

地代家賃は現在「地代家賃統制令」によって統制されているが、七月一日から一部次のように改正された。

一、住宅
居住するために賃貸借されている住宅であって、延坪が三十坪を越えるものはその地代も家賃も統制がなくなった。

二、併用住宅
併用住宅（店舗等その他事業に使用する部分と居住のために使用する部分とが結合しているもの）は次の四条件に全部該当するもの以外はその地代も家賃も統制がなくなった。

1、借主がその住宅に住んでいること
2、借主がその事業主であること。
3、事業用の部分が七坪以下であること。
4、居住用の部分が三十坪以下であること。

三、間　代
間代（間代とは部屋借又はアパートのように建物の一部分が賃貸借されている場合の賃料を云う）は賃貸借されている部分が、三十坪を越えるものはその統制がなくなった。この賃貸借されている部分には、便所、台所、廊下など共同で使っているところはあん（按）分した坪数を加算して計算する。
居住用の部分と事業用の部分とが結合しているときは、二の併用住宅と同じ。

四、大修繕をした場合の家賃の増額―
建物の主要部分について大修繕をしたときはその公正な出費額が延坪の坪当り二千円を越えるものに限り、借主の同意書をそえて増額認可申請をされると、その公正な出費額の百分の二に相当する額を統制額に加算した額まで認可をうけることが出来る。
大修繕と認められる工事とは、建物の建築当初の効用を復元する工事であって壁、基礎、土台、柱、はり、屋根、階段その他建物の構造上主要な部分について行う修繕工事及これに関連して行われる修繕工事を云う。（商工課）

川口地内交通を制限

自動車は満願寺回りて

今年度の新潟新津線コンクリート舗装工事は文化道路K・K請負で七月十七日着工した。今回の工事分は三十一年度以降の残延長約三千米の内、六七二米市負である。なお工事中九月九日まで、自動車の通行を禁止したが、人とリヤカー程度は工事に支障のない時期まで片側通行が出来る。大型貨物自動車や乗合自動車は、市道荻島満願寺線を廻ることになるが、同線中の大島橋は現在全重量五トン以下の荷重制限がなされておるので荷物積載車両は、他路線を回らなければならない。小型自動車は、市道（下線）を回って連絡が出来る。（工務課）

投票率6割4分

参院選　当市極めて低調

参院選挙は、七月八日市内二十一ヵ所の投票所で一せいに行われたが、有権者の出足は以外に悪く午前十時現在では一割五分、午後に入り一時では三割、三時で四割八分、投票終了時には、二百六十票の不在投票を加えて、やっと六割四分という低調さであった。（選管委事務局）

水害

堤外地作物殆んど流失

被災者を第二小に収容

一面に載せた通り今回の出水は市街地、滝谷、滝谷本町、草水、新町、善道、日宝町など長時間のたん水を来し、ポンプで漸く排水することができた。
土木関係における被害はつぎのとおり。
▲市道冠水洗掘れ又は欠壊、中沢地内砂押線外二十四ヵ所、延長九、八九〇米、三十万五千円▲道路土留破壊、金津地内外九ヵ所、延長四六三米、六十三万一千円▲排水路工土留破壊、草水地内外四ヵ所、延長二五五米、二十九万五千円▲樋管工、秋葉地内外一ヵ所、延長一二米、四万六千円▲橋梁浮上破損及橋台傾斜、鉱盛橋外五橋、十六万円▲合計、百四十三万七千円。
能代川出水状況は十六日午前五時警戒水位五米に達し、三の堰を全開最高水位は十八日二十時六・七二米に達した。（山先橋付近測定）
河川関係では、能代川筋右岸日宝町地内、山先橋から下流約八〇米の間、堤防川表天端巾平均一・五米にかけ堤が崩れ水防、消防、自衛隊の協力で夜通し延張積土俵等の応急工事により漸く防ぎよすることができたが、二十日襲来の豪雨に又々出水し、同応急工事個所の補強を必要とし、土木出張所の要請により、午後七時から地元区の方々の協力も得て五十余名を動員し、積土俵作業を行い、午後十一時漸く終了。幸にも最高水位五・二六米に止まり事なきを得た。

◎浸水家屋被害状況

▲七月十七日の被害部落三四
住家　床上浸水世帯一九八、被災者九八六名、床下浸水世帯二九三、被災者一、四七五名
非住家　床上浸水棟数一〇〇棟、床下浸水棟数五六棟
井戸　浸水井戸五四ヵ所

▲七月二十日の被害部落二三
住家　床上浸水世帯一三、被災者六九名、床下浸水世帯三九八、被災者二、〇二三名
非住家　床上浸水棟数四棟　床下浸水棟数八六棟
井戸　浸水井戸四ヵ所

◎伝染病予防対策
浸水家屋に対し次の消毒用薬剤を無償で配給し伝染病予防に努めた。なお予防の万全を期すため浸水地区に対し腸チブス予防注射を実施する予定となっている。
生石灰、四貫入三三三缶クレゾール石鹸液、一八瓩入六缶、晒粉五瓦入三三本この経費十万九千二百四十五円

◎被災者収容状況
避難先のない被災者のため公会堂と第二小学校を臨時被災者収容所にあてて次のとおり収容した。
公会堂収容者八世帯三三名、第二小学校収容者一一世帯四一名（厚生課）

◎七月十七日水害の農作物の被害状況

1、作物別被害面積
水　稲　千八百五十三町歩
畑　作　二百七町歩

2被害見込
水稲　能代川、信濃川堤外地の被害が最も多く冠水五日間以上の場所もあり大被害が予想される。
畑作物　堤外地の大半が流失特に信濃川堤外の花卉、球根、苗木畑、阿賀堤外の野菜畑の被害は甚大。

3対　策
十七日全市の被害状況をつかみ、水稲については泥水冠水一昼夜以上の被害田を対象として、動力撒粉機一九台を動員セレサン石灰による病害の予防を実施した。
なお、その他の水害跡地や一般本田についても「イモチ病」等の予防を実施中である。
畑作のうち苗木、球根については園芸試験場の技師を現地に派遣して球根の腐敗防止指導を行い又薬剤による病害虫防除を実施した。

県道も濁流うず巻く――磐越線上より五泉街道（滝谷）

貧しいのに人並の税金

税金になやむ娘さんへ

減免申請て不合理を是正

新潟日報の投書欄「窓」に「税金に対する娘の願い」という記事が載っていた。
この投書は、新津市の諸竜子さんのものであってその内容は、年寄りと娘さん二人の家庭で、娘さんは或る会社の一工員として朝から晩まで働いて、ようやく月三千円程度の給料をもらっているとのことである。
これだけの収入では、年寄りと二人の生活費の半分にも足りないので、娘盛りだというのにパーマもかけられず、月一回の映画も観ることが出来ない。こうしたどん底生活にも係わらず税金は人並にかかってくる。
同じ職場に生活保護を受けている人がいる。その人の生活などは自分の生活に比らべて、遥かに余裕のあるぜいたくな暮しをしているのに、税金は免除されているし、医者の割引も受けている。こうしたことは、まことに不合理且不公平な扱いであって正直者だけが常に馬鹿を見ている。
大人達は口がうまいからどうにでもやれるが、年寄や娘などではまったく馬鹿にされている。
なんのために社会福祉があるのか、税金は何にを調査しているのか、自分達のように貧乏で苦しんでいるものには、せめて税金だけも免除して、生活の保護をはかってもらいたいというご意見であった。
これはまったく、もっともな願いであると思われるが、この記事の内容だけでは税の減免が出来るかどうか断定できないが、ともかくこの場合は現実的な問題として財産もなく、月々の総収入が三千円程度であるとすれば、減免申請の手続きすることによって認められるものと思われる。
もとより納税は、国民の二大義務で、どこまでも厳正且つ公平に扱かわねばならないので、みだりに減額や免除が出来るものではないし、税法ではいかなる個人的支出にも優先して税金は納めねばならないものとして厳格に規定されている。
従って税金の減額又は免除についてはまったくの例外的救済方法であって、その適用の範囲については極めて限定されているため本市としては原則として生活保護法により生活扶助を受けているものに対して市税の減免をはかっているものでその他としては災害等により重大な損失を受けたもの、又は長期に亘る疾病、失業等により著しく納税資力を喪失したもので、被生活保護者と同等もしくはそれ以下の状態にあるものなどであって、特に市税の減免が必要であると認められる場合に限り、市議会にはかって減免している。
従って安易な考えで税金の減免を申請することは厳に慎しんで戴きたいが諸さんのように、まったく生活に困っておられる事情にある場合は税務課にいって一応相談して頂きたい。（税務課）

縮刷広報

――8月初旬より9月初旬まで――

8月7～31　ヂフテリヤ予防注射（厚生課）
7・28　金津小学校・小合東小学校
8・29　記念公会堂・結小学校
9・30　小合南小学校・満日小学校
10・31　市之瀬小学校　24　阿賀小学校・第2小学校　27　小合西小学校　柄目木公会堂
3・栄養料理講習会　車場公会堂（保険課）
8～12　乳児検診（保険課）
8　小合支所　10　記念公会堂
11　市之瀬小学校　12　満日保育所
9　妊婦検診　金津支所（保険課）
16　市（県）民税第2期令書発布（税務課）
20　第2期固定資産税督促状発送（会計課）
23～24　差押物件の引上げ（会計課）
30　差押物件公売（会計課）
下旬より　家屋評価の実態調査（税務課）
夏休み中　1中・5中就職希望者による市内各工場及商店職場実習（教委）

夏だよりスタンプに白玉の滝

新津局では例年通り暑中見舞用はがきを売出したが、夏だよりスタンプに「白玉の滝」など図案化し観光に一役かつた。

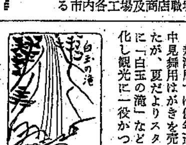

市街から半里毎に差

―新往診料決る―

いま行われている往診料算定基準は国保組合当時医師会と協議して定められたものであり、その後市村合併等によって一部不合理の個所も出てきたので、市と医師会と協議の上、七月一日から市街地の医師が往診の場合は、別表によって、実施することになった。
往診料の算定は医師宅より患家までの実距離によって計算されるのが立前である。
今回医師会の協力を得て半里毎の範囲を拡大し、被保険者負担の軽減と事務処理の能率化をはかるため、部落単位の基準を作成したものである。
尚半里毎の点数は職場保険等と共通のものであり一点は十一円五十銭である。（保険課）

基準表

区分	地域
一、半里以内区域（十点）	1、市街地全域　下興野　北上　西金沢　柄目木　滝谷本町 2、中村　程島　古田　天神
二、半里以上一里以内（十五点）	1、北上新田　北潟　川口　結福島　荻島　田島　大安寺 2、東金沢　草水　飯柳　満願寺　中新田 3、東島　西島　古津　朝日 4、大鹿　栗宮　小戸（上、下）
三、一里以上一里半以内（二十点）	1、中野　車場　大蔵　上金沢 2、蒲ケ沢　金津　割野　塩谷　金津新田 3、川根
四、一里半以上二里以内（二十五点）	1、市之瀬　覚路津　長割　三ツ屋　三枚潟 2、子成場　大秋　出戸　小屋場　浦興野　蕨曽根　野方　新通　梅ノ木　四興野

㊟、右の往診料は半額国保給付であるが往診に要した車馬賃は全額患家の負担とする。

受診証を必らず持って
医師会から要望

医師、歯科医師の事務担当者と、保険課の事務打合会が去る七月五日市役所で催されたが、事務担当者の外、医師の出席もあって、四十名という盛会であったが、当日医師側からの要望として
1、受診証を持たずに来る人が多いが、急病とか紛失等の場合をのぞいて必ず持参されたい。
2、日雇健保の受給資格証明書は必らず持参されたい。（保険課）